

第三者意見：株式会社三井住友銀行 SMBC-JICA サステナブルファイナンスフレームワーク

発行日：2021年3月30日（更新日：2023年12月29日）

発行者：株式会社日本総合研究所

I. 要約

1. 本資料の目的

本資料の目的は、株式会社三井住友銀行およびその国内外のグループ会社（以下、SMBC）と独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）が協調融資を実施する際の「SMBC-JICA サステナブルファイナンスフレームワーク」（以下、本フレームワーク）について株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）が下記の原則・ガイドライン（以下、原則類）との整合性をレビューした結果を第三者意見として公表するものである。

- ・ 国際資本市場協会が発行するグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン
- ・ ローンマーケットアソシエーション等が発行するグリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則、ソーシャルローン原則

本フレームワークの設定目的は、SMBC および JICA が、環境・社会・ガバナンスといったサステナビリティ要素を経済活動への資金提供に統合する、サステナブルファイナンスの普及にある。

2. 発行者の役割とレビュー範囲

日本総研の役割は、本フレームワークに外部レビュアーとしての第三者意見を提供することである。原則類が推奨する外部レビューは、資金調達主体（借入人）を対象としているが、本資料は金融機関（貸出人）である SMBC と JICA が有するフレームワークに対するレビューを行う。

本資料のレビュー範囲は、原則類が定める4要素（「資金使途」「事業評価・選定プロセス」「資金管理」「レポートング」）を対象とし、本フレームワークとその4要素の整合性を評価する。個別の融資対象事業は含まない。

3. 第三者意見（要約）

本フレームワークを原則類が求める4要素に基づきレビューした結果、サステナブルファイナンスに資する資金調達のフレームワークとして、原則類との整合性があると判断した。

「資金使途」に関しては、SMBC および JICA とともに明確な適格基準が設定されている。「事業評価・選定プロセス」に関しては、双方の組織方針と整合性のある評価体制や選定プロセスが設けられ、社会・環境リスクの高いセクターへの対処方針も適切に情報開示されている。

融資実行後に本フレームワークへの準拠状況を確認するため、年次レビューの実施が組み込まれていることを評価する。借入人の適切な「資金管理」や透明性ある「レポートング」の実効性を高める取り組みである。結論、本フレームワークの活用は、インパクトを重視したサステナブルファイナンスを更普及させていくという視点からも意義のある取り組みと言える。

II. 本編

目次

1. 本フレームワークを利用する金融機関	3
(1) 株式会社三井住友銀行 概要	3
(2) 独立行政法人国際協力機構 概要	6
2. 評価基準	8
(1) 原則類が示す 4 要素	8
(2) 年次レビューで確認するポイント	9
3. SMBC-JICA サステナブルファイナンスフレームワーク概要	10
(1) 資金使途	10
(2) 事業評価・選定プロセス	11
(3) 資金管理	12
(4) レポーティング	12
4. 第三者意見	13
(1) 総括	13
(2) 原則類が示す 4 要素別の評価	13
株式会社日本総合研究所について	17
(1) 会社概要	17
(2) 外部評価機関としての専門性	17
免責事項	18

1. 本フレームワークを利用する金融機関

(1) 株式会社三井住友銀行(*) 概要

(*本フレームワークの対象は株式会社三井住友銀行およびその国内外のグループ会社を対象である。以下の記述は、その中心的役割を担う株式会社三井住友銀行に関する記述である。)

① 組織概要

日本の三大銀行グループの一つである SMBC グループ傘下の都市銀行であり、株式会社三井住友銀行はその銀行業務の中核を担っている。

② 業務内容

1) 銀行業

預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託業務、証券投資信託の窓口販売業務等

2) リース業

3) その他事業

各種与信関連業務、証券業務、投資顧問業務、情報処理業務、情報提供業務、海外事業等

③ SMBCグループの理念体系

1) 経営理念 (果たすべき使命)

お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る
勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る
社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する

2) ビジョン (中長期に目指す姿)

最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展する
グローバルソリューションプロバイダー

3) Five Values (全ての役職員が共有すべき価値観)

INTEGRITY : プロフェッショナルとして高い倫理観を持ち誠実に行動する

CUSTOMER FIRST : お客さま起点で考え、一人ひとりのニーズに合った価値を提供する

PROACTIVE&INNOVATIVE: 先進性と独創性を尊び、失敗を恐れず挑戦する

SPEED&QUALITY: 迅速かつ質の高い意思決定と業務遂行により、競合との差別化を図る

TEAMSMB CGROUP : 多様性に富んだ組織の下で互いを尊重し、グループの知恵と能力を結集する

④ 中期経営計画

SMBC グループは、2023 年度からの 3 年間で計画期間とする中期経営計画「Plan for Fulfilled Growth」を策定し社会的価値の創造、経済的価値の追求、経営基盤の格段の強化という 3 つの基本方針を充たしながら、「質の伴った成長」を実現していく方針である。

1) 社会的価値の創造：「幸せな成長」への貢献

「環境」「DE&I・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」の5点を、SMBCグループとして主体的に取り組むべき重点課題として定め、これらの重点課題に対応して、グループを挙げてこれまでの活動を更に拡大させ、社会的価値を創造し、これを社会への還元に向けていくことで、経済の成長に加え、社会全体や人々が持続的に豊かになるよう、「幸せな成長」に貢献していく方針である。また、今後、従業員一人ひとりが重点課題に主体的に取り組むことを通じて働きがいを感じられるよう、社会的価値の創造に向けた参画意識をより一層高めていく方針である。

2) 経済的価値の追求：Transformation & Growth

将来に向けた投資も着実にやりながら、非金融領域も含めた新たな成長機会の捕捉や付加価値の創出に努め、収益基盤の拡大を目指す。具体的には、環境変化に対応し、国内ビジネスにおいて、今後の金利上昇の可能性も見据え、デジタル化や決済ビジネスの強化、営業体制の見直し等を通じて、より効果的に顧客基盤を拡充しつつ、安定的かつ効率的なビジネスモデルを再構築していくほか、バランスシートの拡大のみならず、多様なリスクソリューションやフィービジネスの強化を進め、資本効率の向上を図っていくことに加え、海外ビジネスにおいて、ポートフォリオの入替を進めることで資本効率を向上させながら、米国事業の強化と、アジアにおける第2、第3のSMBCグループの確立を目指す「マルチフランチャイズ戦略」を中心に、グループを牽引する力強い成長を目指していく考えである。

3) 経営基盤の格段の強化：Quality builds Trust

お客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を得るべく、経営基盤の格段の強化に取り組んでいく方針である。まず、昨年、SMBCグループが受けた行政処分等を踏まえて、経営の大前提である、健全な組織文化の更なる浸透と、コーポレートガバナンス・コンプライアンスの質の向上に、グループを挙げて取り組み、グループ役職員の規律意識醸成に向けた取組や、IT投資や人材投入を通じた内部管理態勢の強化を、グループ・グローバルベースで進める考えである。また、不透明な環境下でレジリエントな事業運営を実現するため、リスク分析力やリスクコントロール力の向上を図り、更に、ビジネスモデルの拡大や高度化を実現するための、多様で優秀な人材の確保・育成に向けた人的資本投資と人材マネジメントの強化、従来にない大規模かつ積極的なIT投資を通じたシステムインフラの増強に取り組み、経営基盤の質の向上を進める方針である。

⑤ サステナビリティ方針

- ・ SMBCグループは、2020年度に、「サステナビリティ宣言」においてサステナビリティを「現在の世代の誰もが経済的繁栄と幸福を享受できる社会を創り、将来の世代にその社会を受け渡すこと」と定義し、注力する方針である。「環境」、「DE&I・人権」、「貧困・格差」、「少子高齢化」、「日本の再成長」の5つを重点課題として定めている。サステナブルファイナンス実行額等、それぞれの重点課題に具体的なアクションプランを設定し、社会課題の解決に取り組んでいる。
- ・ グループのサステナビリティ体制について、取締役会の内部委員会として「サステナビリティ委員会」を設置し、気候変動対応をはじめとした重点施策の進捗に関する事項の審議等を行うほか、執行サイドではグループCEOを委員長とした「サステナビリティ推進委員会」を設置し、サステナビリティの実現に向けたグループ全体の施策を協議している。

⑥ 責任銀行原則への賛同表明

SMBCグループでは、2019年9月に国連環境計画・金融イニシアティブが提唱する「責

責任銀行原則（PRB : Principles for Responsible Banking）」に署名した。責任銀行原則は銀行に対して、持続可能な社会の実現に寄与する事業活動を促すものである。

(2) 独立行政法人国際協力機構 概要

① 組織概要

JICA は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

② 業務内容

前項①の目的を達成するために主に以下の業務を行っている。

- ・ 技術協力
- ・ 有償資金協力
- ・ 無償資金協力
- ・ 国民等の協力活動の促進
- ・ 海外移住者への支援
- ・ 技術協力のための人員の養成及び確保
- ・ 調査および研究
- ・ 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与
- ・ 国際緊急援助隊の派遣

③ ビジョン／ミッション／アクション

- ・ ミッション：
JICA は、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現します。
- ・ ビジョン：
信頼で世界をつなぐ
JICA は、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。
- ・ アクション：
 1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
 2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
 3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
 4. 共創：様々な知と資源を結集します。
 5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

(2017 年 7 月改訂)

④ 中期目標、中期計画および年度計画

独立行政法人国際協力機構第 5 期中期目標（令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月）及び独立行政法人国際協力機構第 5 期中期計画（令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月）に基づき、2022 年度計画では、目標達成に向けた以下の項目を日本の開発協力の重点措置として掲げている。

1. 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
2. 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）、
3. 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、
4. 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、
5. 地域の重点取組

6. JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成、
7. 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献、
8. 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
9. 事業実施基盤の強化

⑤ 海外投融資

国際協力機構（JICA）が行う海外経済協力業務として、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支える事業を行っている。

(1)対象

インフラ・成長加速、SDGs（貧困削減、気候変動対策を含む）の2分野

1. 民間企業等が実施する、電力・運輸・上下水・廃棄物処理・保健医療・教育等の分野におけるインフラ事業
2. 産業発展のために重要な人材育成
3. 貧困層の生活を向上させ社会開発に貢献するビジネス（BOP (Base of Pyramid) Business 等）
4. 貧困層・零細企業等を対象とするマイクロファイナンス
5. 雇用拡大に資する中小企業支援、植林・災害対策・省エネ・公害対策等の気候変動対策に資する事業

(2)海外投融資案件として満たされるべき事由

- ・ 当該国政府の開発政策等に沿い、且つ開発効果の高いもの
- ・ 事業計画が適切であるとともに、事業達成が見込まれること
- ・ 国際協力機構（JICA）による支援が事業の成立のために必要であること
- ・ 既存の金融機関による貸付け又は出資では事業が成立しないことが認められること
- ・ 事業実施国のカントリーリスクの軽減、民間の呼び水効果等、国際協力機構（JICA）の支援による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること 等

⑥ 国際協力機構債（通称：JICA 債）¹

JICA 債とは、JICA が実施する有償資金協力事業に必要な財源を充てるために発行する国際協力機構債のことを指し、2008 年より実施している財投機関債による国内資本市場からの資金調達と、2014 年より実施している政府保証外債による海外資本市場からの資金調達の二つを総称したものである。調達資金の全額が充当される有償資金協力事業とは、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で公共事業等の開発資金を貸し付けることによって開発途上国の経済・社会発展への取り組みを支援するものである。

⑦ インパクト投資運用原則への署名²

JICA は2019年8月に国際金融公社が策定したインパクト投資運用原則に署名している。当該原則は、経済的便益のみならず、社会・環境に対するインパクトに関心を有する企業・機関への投資の要件を示すものである。この原則が広く共有されることで、経済的なリターンを追求すると同時に、測定可能な社会・環境へのプラスのインパクト実現に貢献する投資が推進されることが期待される。

¹ 本レビューの発行者である日本総研では、2016年「ソーシャルボンドとしてのJICA債」、2019年「ソーシャルボンドとしてのTICAD債」についてICMA原則に基づき、JICAへのセカンド・オピニオンを発出している。

² JICA プレスリリース https://www.jica.go.jp/press/2019/20190826_10.html

2. 評価基準

本フレームワークへの第三者意見は、下記に示す評価基準に基づき作成する。なお、期初には本フレームワークと原則類の整合性について(1)に示す4要素を確認する。毎年期末には本フレームワークに基づいて個別の融資事業への融資が実行されているかについて(2)に示すポイントを確認する。

(1) 原則類が示す4要素

本評価は国際資本市場協会が示すグリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン及び、ローンマーケットアソシエーション等が示すグリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則、ソーシャルローン原則に基づき、それら原則類との整合性を評価する³。

いずれも、資金調達主体（借入人）に対して、透明性のあるプロセスと情報開示を目的としたものであり、基本原則として「資金使途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートイング」の4つの核となる要素の情報開示を求めている。以下に4要素の詳細を記す。

① 資金使途

調達した資金がどのような事業に使われるかの適格基準を明確にする項目。グリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクトと称して資金調達を行う事業に対しては、資金調達主体が出来る限り定量化した社会・環境へのベネフィットを明確に示すことが求められている。

② 事業評価・選定プロセス

前項①で示した適格基準や社会・環境面での目標を踏まえ、どのように対象事業を評価・選定するかを示す項目。また、対象事業の除外クライテリアや事業を実施することに起因する社会面、環境面でのリスク管理方法についても明確にすることが求められている。原則類は本プロセスにおける透明性の確保のためには、外部評価の活用を推奨している。

③ 資金管理

資金調達主体が調達資金を適切な口座で管理し、資金使途で示した以外のものには利用されないような仕組みの有無を確認する項目。透明性を確保するために、監査人の起用や第三者機関による監査、または自己監査の実施が推奨されている。

④ レポートイング

資金調達主体が調達資金の資金使途の結果を都度更新しているかを確認する項目。調達した資金が充当されたプロジェクトの概要、金額、想定されるインパクト等を公開することが求められている。特にインパクトについては定量的指標、定性的指標、その主要な評価手法や評価仮説などの記載が推奨されている。

³原則類の対象となる資金調達の一部は債券発行によるものである。協調融資である本調達とは資金調達手法が異なるものの、社会課題・環境問題への対応のための資金調達という観点で適格性を評価するに当たっては、債券に関する原則類とも共通要素を備えるものと判断した。

(2) 年次レビューで確認するポイント

年次レビューにおいては、以下に示す項目の確認を行う予定である。

- ① フレームワークと個別案件の整合性
 - ・ 個別案件の資金使途は本フレームワークで設定された適格基準に合致する事業内容であるか。
 - ・ 個別案件は、本フレームワークで定義された評価・選定プロセスを経て融資契約に至っているか。
- ② 対象事業と SDGs(持続可能な開発目標)との整合性
 - ・ 個別案件の事業を通じて、達成に貢献し得ると判断される SDGs の主な目標、ターゲットは何か。
 - ・ 原則類のうち SBP が重視している対象事業の裨益者に対する社会包摂的な視点をどのように担保しているか。
- ③ 各対象事業が創出するインパクトの把握
 - ・ 個別案件を通じて、どのような正のインパクト (定量的/定性的効果) が創出でき、如何に負のインパクトを軽減する対策が取られているか。
 - ・ 上記を計測するための評価指標が適切に設定されており、貸出人と借入人でどのように共有、モニタリングをしていくかの合意が取れているか。
- ④ 適切な資金管理
 - ・ 個別案件の資金使途に使われた資金総額と残高はいくらか。

3. SMBC-JICA サステナブルファイナンスフレームワーク概要

(1) 資金使途

項目	内容
資金使途の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 本フレームワークに則り実行する融資は、JICA と SMBC による、海外投融資協調案件、かつ一定の環境又は社会課題の解決に資するものであり、定量的な効果が図れるものと定義する。 ● JICA の海外投融資の対象分野は、1. インフラ・成長加速、2. SDGs（貧困削減、気候変動対策を含む）の2分野である。 ● 上記カテゴリーの内、SMBC が独自に作成している「SDGs グリーン/ソーシャル/サステナビリティローンの資金使途例」と照らし合わせて、個別にその適格性を判断する。
本フレームワークにおける除外クライテリア	<ul style="list-style-type: none"> ● SMBC がセクター別方針等において定めている方針と合致しないプロジェクトを使途とするもの ● SMBC グループグリーンファイナンスフレームワーク⁴にて、非適格グリーンプロジェクトとして定めている以下括弧内に該当するセクターのプロジェクトを使途とするもの（化石燃料資産、化石燃料を利用した輸送機関/インフラ、主として化石燃料を輸送するインフラ及び輸送機関、防衛及び安全保障、パーム油、木材パルプ、原子力発電、石炭火力発電所、並びに全ての鉱業及びタバコセクター。） ● 上記のほか、環境や社会へ大きな影響を与える可能性が高い事業・セクター（石炭火力発電・大規模水力発電・石油/ガス・炭鉱採掘・タバコ製造・自然保護地域・パーム油農園開発・森林伐採・クラスター爆弾やその他殺戮兵器の製造）に対する方針を定め公表している。⁵ ● なお、SMBC にて検討の結果、除外クライテリアに該当すると判断した場合には、本フレームワークの対象外の案件として継続検討するもの。

⁴https://www.smgf.co.jp/sustainability/materiality/environment/procurement/pdf/green_finance_framework_2022.pdf (2022/10 時点)

⁵ 環境や社会へ大きな影響を与える可能性が高い事業・セクターの方針
https://www.smgf.co.jp/sustainability/group_sustainability/

(2) 事業評価・選定プロセス

項目	内容
適格プロジェクトの選定基準の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● SMBC は、以下の視点より検証を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 対象事業の内容 ② 社会課題との整合性 ③ 社会的インパクト ④ 資金使途の充当管理方法 ⑤ インパクト開示方法 ● JICA の有償資金協力業務(含む海外投融資)の個別事業は、日本政府・外部専門家を交えた審査・選定プロセスを経て、実施に至る。 ● 個別事業の審査・選定においては、JICA 法、開発協力大綱等の枠組みとの関係に加え、事業が実施される開発途上国の経済・社会開発計画と整合的であることを前提に、経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) による国際的な事業評価の視点である「DAC 評価 6 項目」に用い、事業計画が検証される。
融資実行までのプロセス概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資実行までのプロセス概要は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 資金使途が選定基準を満たしていることを SMBC 関係各部署で確認するための採り上げ時チェックシートを作成し、検証する。 ② 資金使途の適格性を判断する。 ③ 選定基準、適格性を満たしていないと判断した場合、対象融資が本フレームワークに整合したものとなるように、借入人と協議し修正の上、①に戻る。 ④ 事業の適格性の検証と併せて、審査担当部署にて与信条件等の審査を行い、融資を決定する。
事業における環境・社会的配慮に関する取り組み、ガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> ● SMBC 「クレジットポリシー」 ● エクエーター原則に基づく環境社会リスク評価・モニタリング ● 環境や社会へ大きな影響を与える可能性が高い事業・セクター方針 ● JICA 環境社会配慮ガイドライン ● JICA 不正腐敗防止ガイダンス
上記プロセスの開示方法	<ul style="list-style-type: none"> ● SMBC の評価選定プロセスの概要は HP 上に公開する。 ● JICA の評価選定プロセスについては、事前評価の内容を以て開示とする。

(3) 資金管理

項目	内容
融資金及び充当資金の追跡管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● SMBC の与信店は、融資金が適格プロジェクトに充当された時、または、年1回のレポーティングにて纏めて、借入人より報告を受ける。 ● 与信店は、資金充当管理状況を年に1度専担関連部に報告する。

(4) レポーティング

項目	内容
KPI の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達資金が充当されているプロジェクトがどのような結果をもたらすかについて、KPI の指標(アウトプット指標)については、JICA と SMBC が協議の上、設定するもの。
インパクトレポーティングの開示方法・頻度及び管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入人より、年に1回、報告を受け、資金の充当状況について報告を受ける。SMBC 関係各部でその内容を検証する。
上記プロセスの内部監査、外部レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ● JICA では、有償資金協力業務の全事業（協力額が2億円以上の案件が対象）について、国際的な ODA 評価の視点である「DAC 評価6項目」に基づき、事前評価、事後評価を実施している。 ● 年に一度、本フレームワークと個別事業の状況についてその整合性を確認するための外部レビューを受ける。レビュー結果は公表する。

4. 第三者意見

本章は2章の評価基準に基づき、3章に記載された本フレームワークを評価し、日本総研の第三者意見としてまとめたものである。

(1) 総括

本フレームワークを原則類が求める4要素に基づきレビューした結果、社会・環境問題の解決に資する資金調達のフレームワークとして、原則類との整合性があると判断した。

「資金使途」に関しては、SMBCおよびJICAともに明確な適格基準が設定されている。「事業評価・選定プロセス」に関しては、双方の組織方針と整合性のある評価体制や選定プロセスが儲けられ、社会・環境リスクの高いセクターへの対処方針も適切に情報開示されている。

融資実行後に本フレームワークへの準拠状況を確認するため、年次レビューの実施が組み込まれていることを評価する。借入人の適切な「資金管理」や透明性ある「レポーティング」の実効性を高める取り組みである。結論、本フレームワークの活用は、インパクトを重視したサステナブルファイナンスを更に普及させていくという視点からも意義のある取り組みと言える。

昨今、世界のサステナブルファイナンス市場が拡大する中、事業が生み出すインパクトの評価やマネジメントが重視される傾向にある。民間金融機関であるSMBCと開発金融機関であるJICAが共同のファイナンスフレームワークを構築することは、双方の経験や実績を共有する機会である。こうした取り組みを通じ、今後SMBC以外の民間金融機関に対しても、発展途上国への更なる資金動員の呼び水効果も期待され、サステナブルファイナンス市場への貢献の観点より双方にとって意義がある。

(2) 原則類が示す4要素別の評価

① 資金使途:

本フレームワークに則り、SMBCとJICAの協調融資が行われる事業については、明確な適格基準が設定されている。

JICAの海外投融資の対象分野は、インフラ・成長加速およびSDGsの達成に資するものであり、原則類が示す環境問題・社会課題の解決に貢献可能な内容である。一方、SMBCが独自に定める「SDGsグリーン/ソーシャルサステナビリティローンの資金使途例」を確認した結果、こちらの記載事例のいずれも一定の環境または社会課題の解決に資するものと判断した。

また本フレームワークで定められている除外クライテリアについては、既発行のSMBCグループグリーンファイナンスフレームワークとの整合性が保たれており、グリーンファイナンスで対象外となる事業は原則本フレームワークの対象外となる。その他、環境や社会へ大きな負のインパクトを与える可能性が高い事業・セクターについても融資方針を定めており、その影響の発生を避けるもしくは低減することに配慮している。

今後、SMBC と JICA の間で、一方では支援対象として認められている案件・セクターで、もう一方のポリシー上は支援対象外にされている案件・セクターも検討の俎上にあがる可能性は否定できない。何れかの除外クライテリアに該当する場合には、本フレームワーク、つまりサステナブルファイナンスとしては対象外とする運用が適切である。加えて、本フレームワークの設置目的であるサステナブルファイナンス市場への貢献、を鑑みれば、適用対象外の案件が容易に発生することは、ダブルスタンダードと捉えられるリスクもある。

② 事業評価・選定プロセス:

本フレームワークは、SMBC および JICA の組織方針、サステナビリティに関する方針との整合性に配慮した上で、対象事業の評価・選定プロセスが設定されている。

SMBC では関係各々が役割分担をしたうえで、本フレームワークの適格基準を満たしているかを判断するためのチェックリストを作成し、個別の融資案件毎に運用されることから、関係部門間での情報共有が適切に行われる設計になっている。また、一定規模のプロジェクトにおいてはエクセーター原則に基づいた環境社会リスク評価を専門部署が実施することでプロジェクトの非財務面のリスク管理が行われている。

JICA の海外投融資案件は、国別開発協力方針との整合性を踏まえ対象事業の評価・選定を行っているとともに、客観的な評価をふまえた選定プロセスが設定されていると考えられる。原則類は本プロセスにおける外部評価の活用を推奨しており、そうした方向性とも合致するものである。

SMBC および JICA の双方は環境・社会側面の評価体制および準拠するガイドラインや原則、環境・社会リスクが高いとされるセクターにおける対処方針を定めており、それらはホームページでも情報開示されている。

SMBC および JICA のそれぞれが独自に実績のある選定・評価体制を構築済みである中、二者間の情報共有の内容、タイミング、借入人に対する説明をどのように進めるべきかは、本フレームワークに付帯されているフローチャートによって明示されていることを確認した。

③ 資金管理:

借入人による年次報告を毎年外部レビューにかけることから、本フレームワークは借入人の適切な資金管理を促進する仕組みが構築されていると言える。

本レビュー時点では、本フレームワーク下の個別案件の借入人が適切に資金管理できるかを貸出人が担保することは不可能である。しかしながら、個別案件の借入人に対しては、融資金が定められた資金使途に沿った適格な事業に充当されているか、その結果を SMBC および JICA に年次で報告することを融資契約時に定める予定である。加えて、それらの年次報告内容と本フレームワークとの整合性については、外部評価者によって年次レビューが行われる。

これらの取組みを通じて、原則類が求める借入人の資金管理の透明性を担保する仕組みが、貸出人側の本フレームワークによって促進される仕組みになっている評価する。

④ レポーティング:

借入人による年次報告を外部レビューにかけることから、本フレームワークは貸出人を通じて、借入人の情報開示を促進する仕組みが構築されていると言える。

本レビュー時点では、本フレームワーク下の個別案件の借入人による情報開示が適切に行われるかを貸出人が担保することは不可能である。しかしながら、個別案件の借入人に対しては、融資金による事業の社会・環境側面のインパクトに関する効果指標の報告や、前項③で示した資金管理状況などの結果を、SMBC および JICA に年次で報告することを融資契約時に定める予定である。加えて、それらの年次報告内容と本フレームワークとの整合性については、外部評価者によって年次レビューが行われる。実施した年次レビューの結果は、SMBC のホームページ上で公開される予定であり、原則類が推奨する情報開示の項目と手法に合致する。

なお、本フレームワーク下の個別案件の一部の債権を SMBC が第三者に譲渡する場合でも、借入当初の融資スコープで想定されていたインパクトの KPI を継続してモニタリングする予定であることを SMBC に確認した。

これらの取組みを通じて、原則類が求める借入人の情報開示を、貸出人自らが率先して取り纏めることで、本フレームワーク下の個別案件の透明性を促進し得る仕組みが構築されていると評価する。

なお、③「資金管理」、④「レポーティング」において、本フレームワークの実効性を担保するには、融資審査前から本フレームワークの取組みに借入人からの十分な理解を得ること、融資実行後のモニタリングフェーズでも借入人との円滑なコミュニケーションができる体制を構築することが必要不可欠である。

参考資料一覧

No.	資料名
1	SMBC GROUP REPORT 2023 https://www.smfg.co.jp/gr2023/
2	SMBC グループ グリーンファイナンスフレームワーク https://www.smfg.co.jp/sustainability/materiality/environment/procurement/pdf/green_finance_framework_2022.pdf
3	三井住友銀行 エクエーター原則への対応 https://www.smbc.co.jp/aboutus/sustainability/environment/equator/
4	SMBC グループ サステナビリティポリシー https://www.smfg.co.jp/sustainability/group_sustainability/
5	三井住友銀行 SDGs グリーン/ソーシャル/サステナビリティローンの資金使途例 (非開示)
6	SMBC グループ サステナビリティレポート 2022 https://www.smfg.co.jp/sustainability/common/pdf/2022/2022SustainabilityReportJP_all.pdf
7	独立行政法人国際協力機構中期目標 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf
8	JICA 環境社会配慮ガイドライン http://www.jica.go.jp/environment/guideline/
9	JICA 不正腐敗防止ガイダンス https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf

株式会社日本総合研究所について

(1) 会社概要

- 名 称 株式会社日本総合研究所 (The Japan Research Institute, Limited)
- 創 立 1969年2月20日
- 資本金 100億円
- 従業員 2,962名 (2023年3月末現在)
- 株 主 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 本 社 東京本社：〒141-0022 東京都品川区東五反田2丁目18番1号
TEL 03-6833-0900 (代)
大阪本社：〒550-0001 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
TEL 06-6479-5800 (代)
- 支 社 シンガポール
- グループ会社 株式会社日本総研情報サービス
株式会社JSOL
JRI America, Inc. (ニューヨーク)
JRI Europe, Ltd. (ロンドン)
日綜 (上海) 情報系統有限公司

■ 営業に関する登録

プライバシーマーク使用許諾事業者 許諾番号：11820002 (13) 号

(2) 外部評価機関としての専門性

株式会社日本総合研究所では、1999年より金融活動における ESG 配慮を主流化させる活動に取り組んでいる。これまで、融資、債券、エクイティ、リース、ファンドなど ESG に配慮した幅広い金融活動の支援に携わってきた。その他政府への政策提言や、地方自治体への制度設計など、ESG や SDGs に関連した多様な実績と専門性を有すメンバーによって構成されている。

免責事項

(本レポートについて)

本資料は、株式会社日本総合研究所（以下、日本総研）が広く 三井住友銀行および国際協力機構のステークホルダーに対する参考情報として閲覧されることを目的として作成したものです。その内容・記述は一般に入手可能な公開情報に基づき、三井住友銀行および国際協力機構への取材を通じて必要な補充を加え作成したものであり、当該情報の正確性および完全性を保証するものではありません。

日本総研は、三井住友銀行および国際協力機構のステークホルダーが本資料を利用したこと又は本資料に依拠したことによる直接・間接の損失や逸失利益及び損害を含むいかなる結果についても一切責任を負いません。

(金融商品取引法等)

日本総研は、法令の定めにより、有価証券の価値に関する助言その他の投資顧問業務、M&A 案件における所謂フィナンシャルアドバイザー業務等は行うことができません。

(SMBC グループとの関係)

日本総研は三井住友フィナンシャルグループに所属しており、当社内のみならず同グループ内各社の業務との関係において、利益相反のおそれがある業務は実施することができません。

「利益相反管理方針」(<http://www.smfg.co.jp/riekisouhan/>) に従って対応しますので、ご了承ください。当社によるコンサルティングの実施は、SMBC グループ傘下の金融機関等とは独立に行われるものであって、これら金融機関からの資金調達の可能性を保証するものではありません。

(反社会的勢力の排除)

日本総研は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的行為による当社業務への不当な介入を排除しいかなる利益も供与しません。当社は、当社業務に対する反社会的な強要や脅迫等に対しては、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日)の趣旨に従い、外部専門機関に相談するなど毅然とした対応をとります。当社は、お取引先が反社会的行為により当社業務に不当な介入等を行った場合、お取引に係る契約を解除することができるものとします。

(本資料の著作権について)

本資料の著作権は三井住友銀行および日本総研に帰属し、承諾を得ずに複製、転写、引用、配布を行うことは禁じます。